

フードバンク事業の実施について

～食のリサイクル・たすけあい活動～

三好市社会福祉協議会では、さまざまな相談対応を実施しており、相談者のなかには所持金がない状態で、なおかつ食料品の備蓄もなく、当面の生活が維持できないといった緊急的な支援が必要な相談も見受けられています。

そこで、緊急的に食料品の提供が必要な世帯に対し、食料品等を無償で提供する仕組みとして「フードバンク事業」を令和3年度から実施しています。

フードバンクとは

安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミス等の理由で、流通に出すことができない食品を企業や商店、個人から寄附していただき、社協やNPOなどの団体を通して必要としている方に無償で提供する活動です。



①企業・個人・団体から寄附していただいたものを



②フードバンクが預かり



③生活に困窮して食料がなく困っている人に届けます。

※寄附できる食品は以下の条件を満たすものに限られます。

1. 未開封のもの
2. 賞味期限まで1か月以上あるもの
3. 常温で保存ができるもの

❖受付できない食品・・・生もの、サプリメントなど（例 肉、野菜、玉子、酒など）

フードバンクを通じて、地域の「たすけあい」「支え合い」「分かち合い」、相互扶助の社会づくりをめざすとともに、社会の食品ロス削減に向けた意識の向上を図っています。空腹を満たすためだけの活動ではなく、寄付する人の“どんな状況にある人も地域の一員である”という意思表示になり、寄付を受ける人にとっては“地域から受け入れられている”という安心感にもつながります。

企業や商店、地域のみなさまのご協力をお願いいたします。